

Web

ウェブ
みやぎ

第28号

2015.7月号

Webみやぎ(第28号)

発行所/建設連合 宮城県建設組合

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目5番22号
宮城県管工事会館2F

TEL.022-264-4221 FAX.022-265-9460

建設業法改正に伴う、解体工事を請負う場合の建設業許可の技術者資格の決定と主任技術者の免許等について

詳しくは、国土交通省のホームページで確認をお願いします

国土交通省は本年6月3日、改正建設業法で新設された業種区分の「解体工事業」の監理・主任技術者に求める資格を公表した。

「解体工事業」は、施工管理の不備等による事故が発生している状況が問題視され、改正建設業法にて「とび・土工・コンクリート工事業」から分離独立された業種である。

「解体工事業」の適正な施工確保に関する検討会」の中間とりまとめで明記された監理・主任技術者資格は以下の通り。【表1】

土木施工管理技士や建築施工管理技士、技術士における既存資格者については解体工事の実務経験や関連講習の受講が必要となる。

【図1参照】

解体工事業を新設する施行日は2016年6月を予定。2019年6月までは、とび・土工の許可でも解体工事を請け負うことが可能である。

2021年3月までは、とび・土工の技術者資格でも解体工事の許可をとれるようにした。【図2参照】

※図については国土省HPより引用

【監理技術者】

- 1級土木施工管理技士
- 1級建築施工管理技士
- 技術士(建設部門、総合技術管理部門(建設))
- 主任技術者の要件を満たし、元請として4,500万円以上の工事に関し、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

表1

【主任技術者】(監理技術者資格に加え、以下の資格)

- 2級土木施工管理技士(土木)
- 2級建築施工管理技士(建築、躯体)
- とび技能士(1級、2級)
- 建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士
- 大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験を持つ者

解体工事の実務経験年数について

図1

法施行前後のとび・土工工事及び解体工事の実務経験年数の取扱い

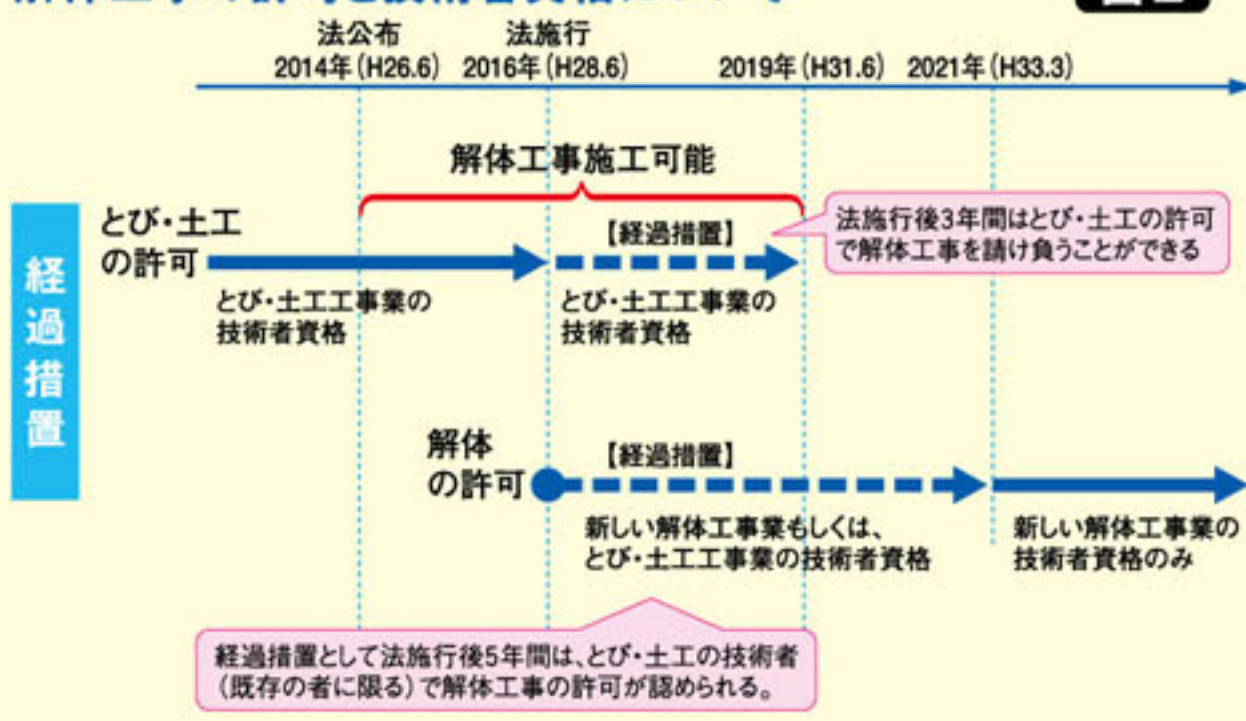
- ◆ 新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とする。
- ◆ 解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数とする。

	法施行前	法施行後
新とび・土工工事業	旧とび・土工 10年	新とび・土工 10年
解体工事業	うち解体分 4年	解体 4年

※解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

解体工事の許可と技術者資格について

図2



建設連合・東北地区労働保険振興会からの

お知らせ

平成27年8月・9月開催の技能講習・教育についてお知らせします。
受講を希望する組合員並びに事業主の皆さんは
以下の機関にお問い合わせの上お申し込みをお願いします。
尚、受講料は、テキスト代及び消費税を含んだ金額です。

【問合せ・申し込み先】

建設業労働災害防止協会宮城県支部 電話 022-224-1797

※受講申込書は建災防宮城県支部ホームページからダウンロードして頂くか、建災防宮城県支部窓口にお問合せをお願いします。

【平成27年9月開催 技能講習・教育】



【平成27年8月開催 技能講習・教育】

安全衛生規則一部改正による新たな教育	
足場の組立て等 特別教育 時間短縮3時間	
日時	平成27年8月7日 13:30～
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	5,800円

高所作業車運転技能講習 助成金対象	
学 日時	1日目/平成27年8月19日 13:30～ 2日目/平成27年8月20日 9:00～
科 会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
実 日時	当協会指定の日 8:30～(8月21日より受付順に指定します。また、学科講習の際、実技日を指定いたします。)
技 会場	建災防宮城県支部 実技センター (仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株サプライ構内)
受講料	●大型・中型又は普通自動車免許所持者 38,200円 ●移動式クレーン運転士又は 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 36,100円

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 助成金対象	
日時	1日目/平成27年8月20日 9:00～ 2日目/平成27年8月21日 9:00～
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	会員受講料 10,100円(全科目受講者) 8,600円(科目一部免除者) 会員以外の受講料 11,100円(全科目受講者) 9,600円(科目一部免除者)

車両系建設機械(解体用)運転技能講習(5時間コース) 助成金対象	
学 日時	平成27年8月24日 ※受講時間は確認をお願いします。
科 会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
実 日時	平成27年8月24日 ※受講者数によっては、実技日が25日以降になる場合があります。
技 会場	建災防宮城県支部 実技センター (仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株サプライ構内)
受講料	18,200円(車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者が対象)

職長・安全衛生責任者教育	
日時	1日目/平成27年8月26日 8:55～ 2日目/平成27年8月27日 9:00～
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	14,200円

安全衛生規則一部改正による新たな教育	
足場の組立て等 特別教育 時間短縮3時間	
日時	平成27年9月28日 13:30～
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	5,800円

車両系建設機械(整地・運搬積込み用及び掘削用)運転技能講習 助成金対象	
学 日時	1日目/平成27年9月9日 13:30～ 2日目/平成27年9月10日 9:00～
科 会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
実 日時	当協会指定の日 8:30～(9月11日より受付順に指定し、学科講習の際、実技日を指定いたします。)
技 会場	建災防宮城県支部 実技センター (仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株サプライ構内)
受講料	37,000円(建設機械施工技士免許所持者) 38,000円(大型特殊自動車免許所持者・大型、中型又は普通自動車免許を持ち、3t未満の建設機械の運転経験が3カ月以上ある方)

職長・安全衛生責任者教育	
1回目 日時	1日目/平成27年9月14日 8:55～ 2日目/平成27年9月15日 9:00～
2回目 日時	1日目/平成27年9月29日 8:55～ 2日目/平成27年9月30日 9:00～
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	14,200円

**9月は
2回開催
します**

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 助成金対象	
日時	1日目/平成27年9月16日 ※受講時間 2日目/平成27年9月17日 各々9:00～ 3日目/平成27年9月18日
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	会員受講料 16,600円(全科目受講者) 14,500円(科目一部免除者) 会員以外の受講料 17,600円(全科目受講者) 15,500円(科目一部免除者)

高所作業車運転技能講習 助成金対象	
学 日時	1日目/平成27年9月16日 13:30～ 2日目/平成27年9月17日 9:00～
科 会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
実 日時	当協会指定の日 8:30～(9月18日より受付順に指定します。また、学科講習の際、実技日を指定いたします。)
技 会場	建災防宮城県支部 実技センター (仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株サプライ構内)
受講料	●大型・中型又は普通自動車免許所持者 38,200円 ●移動式クレーン運転士又は 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 36,100円

馬場 亨 とむら 法律事務所

法律豆知識

弁護士 馬場 亨

今回のテーマは

『相続放棄』

夫が死亡し、妻と子供二人が法定相続人の場合を考えてみよう。

夫の遺産に負債がある場合、これも相続される。従って、相続した財産より負債が多いと、相続人は積極財産で支払切れなかった負債を自分の財産で支払わなければならないことになる。

ここでは、元々の債務の発生に責任のない相続人に気の毒である。そこで、民法は「放棄」という制度を認めている。この場合、家庭裁判所に「放棄の申述」手続きをとらねばならない(民法938条)。

放棄をすると、はじめから相続人ではなかったことになる(民法939条)。もちろん、この場合、積極財産も相続できない。

ところで、財産が多いのか負債が多いのかわからなかったらどうする



のか。民法は考慮期間を設けている。

自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に放棄手続きをとればいい(民法915条1項)。

考慮期間3ヶ月の間に調査をして相続するか放棄するか決めることになる。期間中に何の手続きもとらなければ、相続を単純承認したことになる。

ところで、「自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、

**相続
しません**



どのようなことだろうか。

親が死んだことは知っていたが遠方に住んでいて、財産や負債の存在がわからなかったが、何年かしてから債権者から請求が来たという例がある。3ヶ月が過ぎている場合、もう、放棄はできないのだろうか。場合によるので、このような場合は、直ぐにあきらめないで、法律家に相談するべきであろう。

『内容証明による請求』

商取引による金銭債務を負う場合、弁済期から5年を経過するとその債権は時効にかかる。

しかし、時効が完成する前に、請求や差し押さえ、承認の時効中断事由が発生すると、時効は、中断後はじめから進行することになり、再び5年の経過で時効が完成する。債務者が「時効を援用」すると債務は支払う必要がなくなる。

時効中断事由の中の「請求」として、民法に裁判上の請求と裁判外の請求の規定がある(149、154条)。

裁判外の請求としての「催告」については、6ヶ月以内に裁判上の手続きをとらないと、時効中断の効果はない。とされている。

ところで、「催告」には、方式は

あるのだろうか。方式は特に決められていない。口頭でも書面でもよい。しかし、催告がなされたか否かが争いになった場合は、「催告をした」と主張する債権者側に立証責任がある。立証のために、立証が容易な配達証明付き内容証明郵便で督促しておくことが一般的である。

では、内容証明郵便でなければ、時効は中断できないのだろうか。そのようなことはない。要は催告をしたことが立証できればいいのであって、内容証明郵便で催告していないから、時効は中断していないとは言えない。

時々、この点を誤解している人がいる。しかし、立証の難易を考える、配達証明付・内容証明郵便で催告(督促)しておくことが望ましい。



仙台市青葉区一番町2丁目10番26号

1103号室

馬場 亨 法律事務所

弁護士 馬場 亨

電話 022(266)3976
FAX 022(266)3916

宮城県支部からの お知らせ

マンモ・子宮がん検診等の 婦人科健診、MRI・CT等を ご希望の方へ

建設連合国民健康保険組合宮城県支部では、『マンモ・子宮がん検診等の婦人科健診、MRI・CT』健診をご希望の皆様に対して、健康保険に加入している組合員及び家族の皆さま限定の健診をせんだい総合健診クリニックのご協力で特別料金で受診できるようにいたしました。内容は以下の通りです。

- ① 平日のみ実施
- ② 基本項目（集団健康診断と同じ17項目10、500円）プラス各種オプションとして追加検査できます。（オプションの検査内容と料金については組合にお問合せ下さい）
- ③ 健診費用の7割が建設国保の補助になります。（年度内1回で上限は30、000円）
- ④ 基本項目のみの受診の場合、せんだい総合健診クリニックでの支払いはありません。

※注意：40歳未満の方は、集団健診かそれ以外の健診どちらか年1回

の補助となります。集団健診を本年受診された方は、補助の対象にはなりません。受診は実費負担で可能です。

建設連合国民健康保険組合 契約保養施設ご利用について

建設連合国民健康保険組合では、平成26年度〜27年度版の契約保養施設ガイドを組合員の各家庭へ昨年配布しました。

このガイドブックには、約700施設の旅館、ホテル、民宿、ペンション、国民宿舎、オートキャンプ場等の全国にある契約保養所が利用できます。夏休みの家族揃っての旅行

や健康増進にお役立て下さい。
利用対象者

※建設連合国民健康保険組合の被保険者（組合員と家族）ただし、施設ご利用日に組合員の資格のない方は補助の対象なりません。

補助額

お一人1泊4、000円までの実費
利用限度

お一人年度内2泊まで
（平成27年4月1日〜平成28年3月31日）

※ご利用方法及び申請手続きは契約保養施設ガイドをご覧ください。か宮城県支部へご連絡をお願いします。

建設連合・宮城県建設組合の ホームページ

アドレス変更のお知らせ



新しいアドレスは

<http://miyagi-kensetu.bfweb.jp/>

ちょっとした確認やご紹介者へ
当組合の案内などに
ぜひご利用下さい。



PC版
QRコード



携帯版のQRコードも同時に変更になりました。

国保保険料 (組合費含)は 毎月10日 が納期です

■保険料(組合費含む)は期日までに

保険料(組合費含む)は毎月10日までに納入することになっています。納入が確認できないときは、保険給付や保険事業による補助を受けられない場合があります。

■夏季休業のお知らせ

平成27年8月12日から
平成27年8月16日まで
平成27年8月17日から平常営業

●各種申請やご不明な点があれば、支部へご連絡ください。営業時間は平日午前9時から午後5時までです。

建設連合国民健康保険組合に加入できる資格は、個人事業主、又は個人事業主の事業所に勤務する従業員数が五人未満の従業員です。従って、法人に勤務する従業員は加入できません。